

Q5

当社は初めて輸出取引を行いますが、通関や船積等の手続を行う際に必要となる書類について教えてください。

A5

輸出取引で必要となる書類は取引毎に様々ですが、ここでは一般的に使用される以下の書類について説明します。

1. 商業送り状 (Commercial Invoice、以下「インボイス」という)

貨物の商品名や数量、金額等取引の概要を記載する書類で、出荷案内書や貨物明細書、請求書等の役割を併せ持つ貿易書類です。作成は輸出者が行い、通関で使用されるほか輸入者等に提出します。

2. 包装明細書 (Packing List、以下「パッキングリスト」という)

インボイスの補助的書類で、貨物の梱包ごとの数量や容積、重量等の明細を記載します。インボイスと同様に輸出者が作成します。

3. 運送書類 (Transport Documents)

船会社や航空会社が輸出者等荷主あてに発行する書類で、主に以下のような種類があります。

(1) 船荷証券 (Bill of Lading、以下「B/L」という)

B/Lは海上輸送で利用される代表的な運送書類で、貨物の受取証や運送契約の証拠証券であるとともに、貨物の所有権を表す有価証券としての性質を有しています。そのため、運送人はB/Lが呈示されれば、貨物を引き渡さなければならず、B/Lの引渡しは貨物の引渡しと同一の効力を有することになります。また、指図式のB/Lは裏書することで権利を譲渡できる流通証券としての性質も有しています。

(2) 運送状 (Waybill)

運送状は運送方法により、主に海上輸送で使用される海上運送状(Sea Waybill)と航空輸送で使用される航空運送状(Air Waybill)があります。

B/L同様、貨物の受取証や運送契約の証拠証券としての性質を持っていますが、B/Lとは異なり有価証券ではありません。運送状の呈示がなくても荷受人であることが確認できれば、貨物を受け取ることができます。

4. 海上保険証券 (Marine Insurance Policy)

海上保険とは貿易貨物を対象とした保険です。貿易取引では不測の損害に備えるため海上保険をかけることが一般的です。

海上保険証券は保険契約の成立を証明し、契約の内容を明らかにするものです。有価証券ではありませんが、保険契約上の権利は裏書することで原則譲渡可能です。なお、輸出者と輸入者いずれが付保するかは貿易条件により異なり、輸入者が付保する場合は、輸出者は準備する必要がありません。

5. 原産地証明書 (Certificate of Origin)

貨物の原産国を証明する書類で、輸入者が通関等に使用するため提出を求められる場合があり、日本では各地の商工会議所が公的な書類として発給を行っています。輸出者が、商工会議所の定める統

輸出取引について

一様式の原産地証明書に輸出者名や貨物の名称・数量等の必要事項を記載し、インボイス等の資料を添付し申請を行います。

以上、輸出取引で必要となる一般的な書類について説明しましたが、取り扱う貨物の種類や輸入国の規制等により、各種証明書等の提出が求められる場合があります。実際に輸出取引を開始する際には、通関業者や取引相手である貨物の輸入者等に事前に必要書類について確認することが望ましいでしょう。